

## 議案第113号

### 前橋市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

令和4年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

### 前橋市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年前橋市条例第303号）第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を前橋市職員の退職手当に関する条例（昭和31年前橋市条例第18号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び前橋市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び前橋市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、高齢者部分休業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例（平成13年前橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業の期間」の次に「、地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業に相当する期間、同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業に相当する期間及び同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業に相当する期間」を加える。